

★エレコミ新聞★

Elevator
Communications

エレベーターコミュニケーションズ ㈱
甲府支店より

再度ご確認をお願いします！！



★ 今月、G・W明けに山梨県物件所有者の方々へ、エレコミ甲府支店よりパンフレット

をお送りしました、「定期報告制度が変わります」の再度ご案内です。

平成20年4月1日付け～以降より下記内容の変更がありますので、まだパンフレット

の内容をご確認されていないお客様は、是非ご確認をお願い致します。

《 簡易説明 》

- ① 義務 : 昇降機の定期報告は所有者・管理者に課された義務です！！
- ② 要因 : 相次ぐ昇降機事故の発生！！ワイヤー破断・フレーキ故障等々…
- ③ 内容 : フレーキパッドの磨耗・主索(ワイヤーロープ)の損傷の検査基準強化！！
報告様式の変更・その他検査判定基準が厳しくなりました。
- ④ 対応 : 今まで通り、保守会社が検査手続きを代行して行います。
- ⑤ 備考 : とにかく昇降機検査内容がより厳しくなった事だけをご周知下さい。
現状ではお客様への検査料金変更等は考えておりません。
また、検査手続き上の処理も今まで通りで変更はありません。

<パンフレット表紙>



<裏表紙>



<中表紙①>



<中表紙②>



※ その他、ご不明な点やご質問はご遠慮なくお問い合わせ下さい。



エレコミでは、皆様からのご意見やご質問等をお待ちしております。

「フリーダイヤル:0120-496-365 まで、どうぞ」